## 東海

No. 1 2 0 0 2009年1月16日 R東海労働組合

マスコミも

勝利報告集会



只、ににた。 長)は十五日、組合員 の謝罪文書を掲示。組 月、中労委の救済命令 に命じた。同社は即 万円を支払うよう同社 五人にそれぞれ三十三 合員五人は掲示を確認 同社施設内に組合員へ に基づき、東京都内の 果海は二〇〇六年十二 判決によると、JR

会社の違法行為の実態に 記者の質問が集中!

百万円の損害賠償を求 り、慰謝料など計約千 百員五人がJR東海 (名古屋市) を相手取

中西裁判長は「記載

一審の判断を仰ぎたい。

京地裁(中西茂裁判 めた訴訟の判決で、東

な行為」との文書を社内に掲 示したのは名誉棄損だとし JR東海に賠償命令 テロリスト的」文書 JR東海が「テロリスト的 労組役員に33万円ずつ

な表現だ」と指摘した。 側に命じた。中西茂裁判長は などを求めた訴訟の判決で、 東京地裁は15日、役員1人あ 合と組合役員5人が損害賠償 て、ジェイアール東海労働組 たり33万円を支払うようJR 問題となったのは、JR側 「記載は事実と異なる不適切 労組側の請求は棄却した。 いてJRが訓告や厳重注意と と判断。一方、この行動につ 必要は認められず、違法だし した処分の無効確認を求めた

16日東京新聞

損害賠償金を

しようとしたが会社側

16日朝日新聞

新幹線乗務員の事務所に掲示 が6年12月に千代田区にある 難を記載し、掲示するまでの 務所内に招き入れた所員を で)大声で騒いで業務妨害に た役員の行動を「(事務所 及ぶ」などと指摘。役員を事 した書面。この事務所を訪れ た」と記載していた。 中西裁判長は「これらの非 テロリスト的な行為に加担

を傷つけられたとし。の自覚を疑う」などと 為に加担した」とする スト的な行為に加担し 名誉棄損を認定しかったため、セキュリらか」と指摘した。だ 労組組合員への 任内文書の掲示で名誉 たことは、社員として し、JR東海労組と組 りR東海に賠償命令 テロリスト的な行一同社はその後、デロリ |が拒否。五人はこの|は事実と異なる不適切 ティー面を問題視した一が、組合の名誉棄損の 告などの処分にした。 書画で掲示。五人を訓 時、退去通告に従わなな表現。名誉棄損は明 処分の無効確認を求め たところがあり、上級 は法的判断を一部誤り た訴えは退けた。 請求と五人が訓告など JR東海の話 判決